

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成20年3月3日（月）

社会・援護局 保護課

目 次

(重点事項)	頁
1 平成20年度における生活保護行政の基本方針 -----	1
2 生活保護行政の適正な運営	
I 濫給防止 -----	4
(1) 通院移送費等の適正化対策	
(2) 代理納付等の適切な活用について	
(3) 他法他施策の活用の徹底について	
(4) 要保護世帯向け長期生活支援資金の活用について	
(5) 生別母子世帯の子の父からの費用徴収手続について	
(6) 医療扶助における後発医薬品の使用促進対策	
II 漏給防止 -----	11
(1) 保護の相談申請時における対応及び辞退届の適切な取扱いについて	
(2) ホームレスに対する保護の適用について	
(3) 配偶者からの暴力の被害者に対する適切な保護の適用について	
III 自立支援 -----	15
(1) 自立支援プログラムの一層の推進	
(2) 生活保護受給者等就労支援事業について	
(3) 稼働能力判定会議について	
(4) 債務整理等の支援に関するプログラムの策定について	
(5) 健康増進法に基づく健康診査及び保健指導活用推進事業の創設	
(6) 精神入院患者の地域移行に向けた支援	
(7) 自立支援業務に関する研修の実施について	
IV その他 -----	22
(1) 平成20年度の実施要領改正について	
(2) 生活保護実施に係る自治体間の情報共有・相互評価の推進	
(3) 生活保護事務のIT化の推進について	
(4) 医療レセプトの電子化について	
(5) ブロック会議の開催について	
3 平成20年度生活保護基準の改定 -----	26
4 その他 -----	32

(参考資料)

1	生活保護制度における代理納付等の実施状況及び事務処理 事例について	35
2	要保護世帯向け長期生活支援資金の実施状況について	45
3	自立支援プログラムの取組状況（全国）	47
4	自立支援プログラムの取組事例	101
5	生活保護受給者等就労支援事業の実施状況について	166
6	「多重債務者問題改善プログラム」の概要	167
7	平成20年度保護課予算（案）の概要	171
8	生活保護の動向	176
9	医療扶助及び介護扶助の状況	193
10	保護施設関係資料	206

重 点 事 项

1 平成20年度における生活保護行政の基本方針

(1) 国民から信頼される健全な生活保護制度の確立

生活保護制度は、資産、能力等を活用してもなお生活に困窮する者に対して、憲法第25条に規定する理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を無差別平等に保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。

しかしながら、近年、生活保護を受けるべき者が適切に保護されておらず最低生活を保障する機能が果たされていないのではないかという批判がみられると同時に、本来生活保護を受給する要件を満たさない者が不当に生活保護を受給しているのではないか、あるいは、受給者による不正や福祉事務所の不十分な審査により必要のない給付がなされているのではないかといった批判がある。また、生活保護を受けず自らの収入や資産によって生活している者に比べて生活保護を受給しているの方が有利な場合がある、あるいは、そのために生活保護からの脱却を阻害しているのではないかとの指摘がある。さらに、生活保護行政に携わる職員による保護費の着服などの不祥事が散見され、国民からの批判を待つまでもなく、誠に遺憾なことである。

生活保護制度は国民が安心して生活を送るために欠くことのできない「我が国の最後のセーフティネット」であることにかんがみれば、生活保護制度の存立は国民の信頼の上になければならない。このため、生活保護行政に関わる国及び各自治体の職員は、これらの批判や指摘を真摯に受け止め、国民から信頼される健全な生活保護制度を確立すべく不断の努力を重ねなければならない。

(2) 「根拠ある生活保護基準」のため5年に一度の定期的な検証作業をルール化

生活保護制度における8種類の扶助のうち最も基本的な給付である生活扶助の基準については、社会保障審議会福祉部会に設けられた「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」が平成16年12月に取りまとめた報告書において、「いわゆる水準均衡方式を前提とする手法により、勤労3人世帯の生活扶助基準について、低所得世帯の消費支出額との比較において検証・評価した結果、その水準は基本的に妥当であったが、今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に

一度の頻度で検証を行う必要がある。」とされた。

この提言を受け、今般、5年に一度の定期的な検証作業を初めて実施し、昨年
の11月30日に報告書が取りまとめられたところである。

この検証結果の取扱いについては後述するが、いずれにしても、生活扶助基準
については、5年に一度実施されている全国消費実態調査等に基づき、消費実態との
均衡が適切に図られているか否かを定期的に検証することをルール化し、いわば「根
拠のある生活保護基準」としていくことが重要であると考えている。

(3) 生活保護を受けるべき者が受給し、受けてはいけない者が受給しないための制度 運営

生活保護制度の設計や基準設定は国の責任において実施しているが、実際の制度
運営は各自治体が担っている。このため、生活保護を受けるべき者が受給し（漏給
防止）、受けてはいけない者が受給しない（濫給防止）ように制度を運営するため
には、各自治体の行政手腕によるところが大である。

具体的な取組については後述するが、近年、民間企業においても「法令遵守（コ
ンプライアンス）」が厳しく問われているところであり、かりそめにも生活保護行
政の運営を担う福祉事務所において、生活保護法その他関係法令並びに「保護の実
施要領」をはじめとする地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定による
処理基準である関係通知に反する運営が行われることがないよう、各自治体におい
て、定期的に日常業務を再点検し、業務の改善につなげていく（いわゆるPDCAサイ
クルの実施）など、運営の適正化に向けた自主的な取組を期待している。

(4) 生活保護受給者がその能力を最大限に発揮しその能力に応じた自立を果たすこと ができる多様な自立支援プログラムの整備

自立支援プログラムについては、平成17年度から、各自治体ごとに創意工夫を
凝らしながら取り組んでいただくとともに、国としても自治体の先進的な取組を全
国に紹介することによって、その普及に努めてきたところである。

その結果、昨年度までにほぼすべての自治体において少なくともひとつの自立支
援プログラムが策定され、さらに、今年度は、「成長力底上げ戦略」に基づき、す
べての自治体において就労支援に関する自立支援プログラムを策定することとされ

るなど着実に普及してきている。

今後は、生活保護受給者が抱える様々な自立阻害要因に対応することができるよう多様な自立支援プログラムを整備することが望ましい。特に、生活保護受給者がその能力を最大限に発揮し、その能力に応じた自立（日常生活自立、社会生活自立、経済的自立）を図ることが重要であり、個々の職員の支援技術の向上を図るための研修を実施するほか、組織的に支援する体制を整備し、生活保護受給者の実情に応じた支援を実施するものとする。

2 生活保護行政の適正な運営

生活保護は、国民生活の最後のセーフティネットとなる制度であり、その運用に当たっては、①保護を受けるべき人が保護を受け（漏給防止）、②保護を受けてはならない人が受けず（濫給防止）、③保護を受けている人もその人の能力に応じた自立を図る（自立支援）ことが求められている。

この実現のためには、職員一人一人が制度の適正運用を自覚しながら、国と自治体が一体となって取り組む必要がある。平成20年度においては、以下のとおり漏給防止・濫給防止策等を講じることとしたため、その推進を図るようお願いする。

I 濫給防止

(1) 通院移送費等の適正化対策

通院移送費については、今般、1世帯に対して、約2年間で総額2億3千万円を超える額が給付されていた事例が発生するなど、給付の必要性や費用の妥当性等が十分に検討がなされないまま、過剰な給付がなされている事例が見受けられるところである。

このような事案が発生したことについては、適正給付の観点から問題があることはもちろん、生活保護制度そのものの信頼を損ねかねないものであることから、より一層、不正受給や過大給付の未然防止対策に取り組んでいく必要がある。

そもそも、通院移送費については、「移送に必要な最小限度の額」に限り給付されるものであることから、受診医療機関、利用する交通手段、通院日数及び交通費の妥当性の検証等を十分に行う必要がある。

そのため、今般、以下のとおり移送費の取扱いについて見直しを行うこととしているので、各自治体においては、その内容を踏まえ、適切な給付決定事務を行われない。

【移送の給付に係る主な改正内容（案）】

- (1) 移送費の支給範囲は、原則として、国民健康保険の例により、災害現場等から緊急搬送する場合、離島等に対応できる最寄りの医療機関に搬

送する場合、移動困難な患者であって、医師の指示により転院する場合、移植手術を行うための臓器等の摘出を行う医師等の派遣、臓器等の搬送を行う場合とする。

(2) 上記の範囲で対応が困難な場合については、個別に内容を審査し、次に掲げる事項に該当するものとして真にやむを得ないと認められる場合には、給付を認めて差し支えないこととする。

①身体障害等により電車・バス等の利用が著しく困難と認められる場合であって、最寄りの医療機関まで通院等を行う場合

②へき地等により最寄りの医療機関に通院等をする場合であっても交通費が高額になる場合

③検診命令により検診を受ける場合

④往診等に係る交通費

なお、上記により移送の給付を認める場合であっても、受診する医療機関は、原則として福祉事務所管内の医療機関とする。

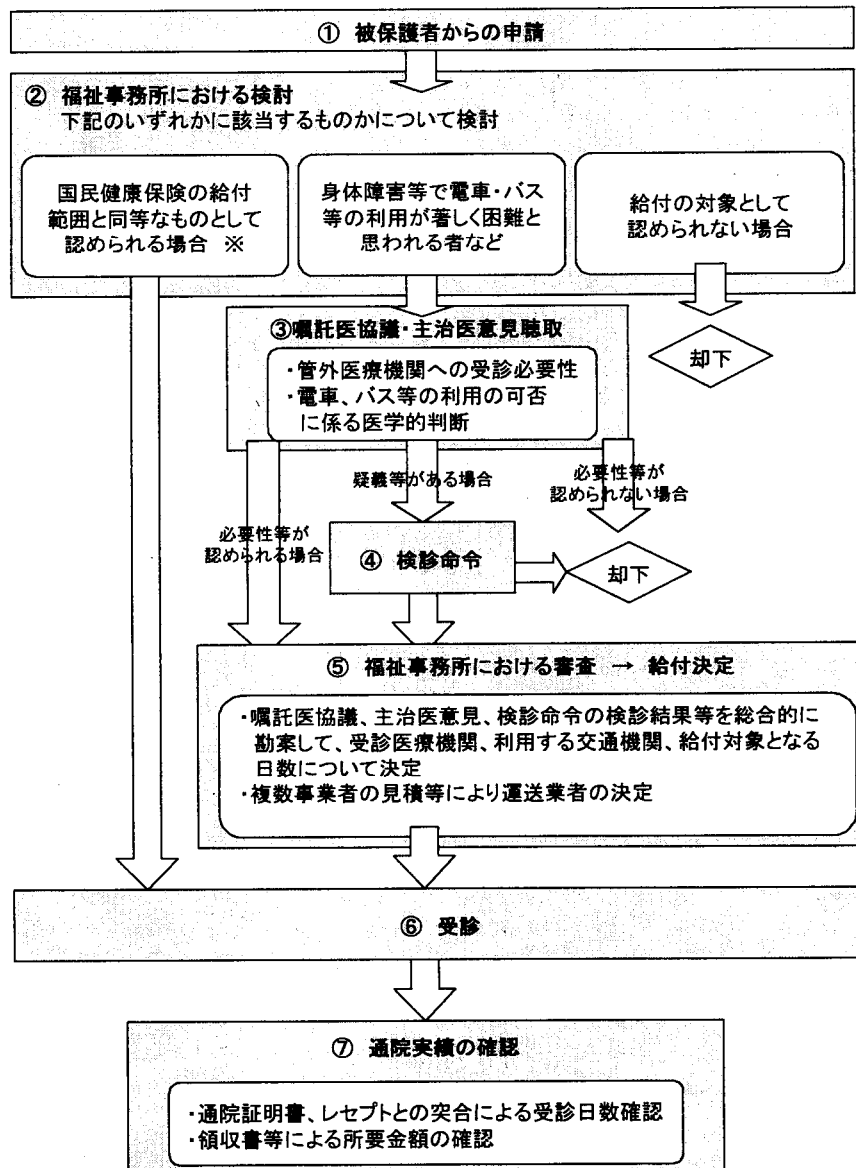
(3) 上記(2)により給付を行う場合については、主治医要否意見書、嘱託医協議、検診命令により、①病状等から徒歩、電車・バスの利用が困難か、②通院先の医療機関は必要な医療の提供が可能のうち最寄りの医療機関であるか、を把握の上、福祉事務所において必要性を判断し、給付対象となる医療機関、日数、経路、及び交通機関を決定する。

また、各自治体において、給付決定にあたっての審査等が適切に行われるよう、給付決定にあたっての検討事項、通院実績の確認など、必要なポイントを規定した通知を発出することとしている。

その給付決定の流れについては、概ね次頁の図のとおりであるので、併せて確認を行われたい。

なお、先般行った全国調査については、現在、その内容について集計等を行っているところであるが、特に、当該調査の対象となったケースについては、再度その内容を精査の上、給付内容に問題等があった場合には、速やかに是正改善の措置を講じることとされたい。

【移送費の給付決定に関する決定事務のフローチャート】



(※) 国民健康保険の給付範囲と同等なもの

- (ア) 負傷した患者が災害現場等から医療機関に緊急搬送される場合
- (イ) 離島等で疾病にかかり、又は負傷し、その症状が重篤であり、かつ、傷病が発生した場所の付近の医療機関では必要な医療が不可能であるか又は著しく困難であるため、必要な医療の提供を受けられる最寄りの医療機関に移送を行う場合
- (ウ) 移動困難な患者であって、患者の症状からみて、当該医療機関の設備等では十分な診療ができず、医師の指示により転院する場合
- (エ) 移植手術を行うために、臓器等の摘出を行う医師等の派遣及び摘出臓器等の搬送に交通費又は搬送代が必要な場合(ただし、国内搬送に限る。)

(2) 代理納付等の適切な活用について

生活保護制度における代理納付等については、

- ・ 介護保険料、公営住宅家賃、学校給食費の各徴収担当部局との連携が十分でなかったため、被保護者の介護保険料等の納付状況を把握していないこと。
- ・ 介護保険料加算等の代理納付等について関係機関との調整等が整っておらず、代理納付等の活用が図られていないこと。

などから、介護保険料等が未納となっている事例が会計検査院の实地検査において認められ、適切に代理納付等を活用すること等により、これらの未納防止が図られるよう是正改善を行うべきとの指摘を受けたところである。

については、先に通知した「生活保護制度における代理納付等の適切な活用について」(平成19年10月5日社会・援護局保護課長、総務課指導監査室長連名通知)に基づき、適切な取組を行われたい。

(参考)

○会計検査院实地検査結果 (平成19年度) 検査対象の自治体の結果

- ・ 代理納付等の不活用による未納金額

介護保険料・・・6,857人	金額	65百万円
公営住宅家賃・・・8,828世帯	金額	449百万円
学校給食費・・・1,882人	金額	42百万円

なお、全国の代理納付の実施状況を確認したところ、平成18年度末時点において、介護保険料については、すでに9割以上の自治体において代理納付が実施されている。

公営住宅家賃については、県営住宅の場合は約4割、市営住宅の場合は約6割の自治体において代理納付が実施されている。代理納付が実施されていなくても、被保護世帯において適切に家賃の支払いが行われていれば問題はないが、本調査において家賃を滞納している世帯は、判明している分で公営住宅入居世帯の約5% (約1万世帯) となっている。なお、県営住宅のある自治体が代理納付を実施する場合、当該県営住宅管理者との情報交換等が必要不可欠であることから、各都道府県においては、当該県営住宅管理者と管内自治体が緊密な連携を図られるよう尽力願いた

い。

学校給食費については、小・中学校ともに約5割の自治体において直接学校長払いを実施している。

これら介護保険料加算、住宅扶助及び学校給食費については、当該使途に充てるために、それぞれの実費を支給しているところであり、これらの扶助費が一般生活費に充当されることは生活保護法の趣旨に反するものであるため、これらの扶助費がその目的とする使途に的確に充てられるよう適切な指導等を行うことが必要であり、そのためにも、代理納付の活用について積極的な検討をお願いしたい。

なお、公営住宅家賃、学校給食費にかかる代理納付の実施方法の一部自治体例（フローチャート）を本資料の参考事例として添付しているので、これらを参考に代理納付の実施に取り組みたい。

（参考）

○代理納付の実施状況（平成18年度末）

代理納付を実施している自治体数

介護保険料	・ ・ 7 9 7 自治体 (92.5%)
公営住宅家賃（県営）	・ ・ 2 8 6 自治体 (41.2%)
公営住宅家賃（市営）	・ ・ 5 2 0 自治体 (62.8%)
学校給食費（小学校）	・ ・ 4 2 1 自治体 (51.2%)
学校給食費（中学校）	・ ・ 3 7 3 自治体 (49.0%)

※（％）：支給対象世帯のいない自治体は母数から除いている。

※郡部福祉事務所を抱える都道府県は、1自治体として計上している。

（3）他法他施策の活用の徹底について

生活保護の決定実施に当たっては他法他施策の優先活用が前提となっており、昨年度の会計検査院の実地検査においても、年金受給権が発生しているのに年金の裁定請求が行われていない事例や障害者自立支援法第58条に基づく自立支援医療（精神通院医療）制度の適用が適切に行われていない事例など、他法他施策の活用が適切に行われていない事例が見受けられるとの指摘を受けたところである。

については、年金受給資格や自立支援医療の適用状況の一斉点検を行うなど、他法他施策の活用について組織的に取り組むようお願いする。

(4) 要保護世帯向け長期生活支援資金（リバースモーゲージ）の活用について

要保護世帯向け長期生活支援資金制度は、居住用不動産の取扱いに関し、「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」や全国知事会・全国市長会より、資産活用を徹底すべきであるとの指摘を受けて創設されたところであり、平成19年度から各自治体において実施することとしている。

しかしながら、平成19年12月現在において、福祉事務所での諸手続を終え、社会福祉協議会へ連絡できた割合は、施行日において貸付対象となる保護受給中の世帯については7.0%、施行日以降新たに貸付対象となった世帯については35.0%にとどまっており、切替作業や新規ケースへの適用が十分に進んでいない状況が見受けられるところである。

このため、連絡協議会等の場を活用し、遅くとも平成20年度中には本貸付制度利用への切替えが完了するよう、事務の円滑な推進に取り組まれない。

なお今後、実施状況について再度調査を行い、必要に応じて、ヒアリング等を行うことも考えている。

(5) 生別母子世帯の子の父からの費用徴収手続について

面接相談における扶養の取扱いについては、後述したとおり保護の申請権を侵害しないよう慎重な取扱いが求められるところであるが、一方で、生活保護申請中又は受給中の者に対しては、その扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう指導することが必要とされている。

特に、生別母子世帯の子の父については、未成熟の子にとって民法上の生活保持義務関係にあり、保護の実施要領においても「重点的扶養能力調査対象者」として調査を行うものと定められているが、養育費等を支払っている者の割合は全体の1割程度にとどまっており、中には十分な扶養能力があるにもかかわらず、正当な理由なく扶養を拒む事例も見受けられるところである。

このように扶養義務が履行されない場合、

- ・ 生活保護法第77条では「保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴取することができる」旨規定しており、
- ・ また、その負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間で協議が整わないとき又は協議ができないときには、同条第2項の規定により、「保護の

実施機関の申し立てにより家庭裁判所が、これを定める」こととしている
が、本条は各自治体においてほとんど適用されていない実態にある。

このことは、家庭裁判所への申立に係る事務が繁雑であり、かつ各自治体において申立手続に関するノウハウが確立されていないことが大きな要因と思われる。

このため、平成20年度においては、この法第77条の徴取手続についてのマニュアルを作成し、各自治体に示すことを考えている。

(6) 医療扶助における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進対策

後発医薬品については、一般的に、先発医薬品に比べて薬価が低くなっていることから、政府としても、その使用促進が図られるよう、安定供給や品質確保、情報提供等の環境整備を行うよう取り組んでいるところであり、平成20年度においては、処方せん様式を見直すなどの使用促進対策を講じることとなっている。

一方、被保護者については、医療費に係る自己負担が発生しないことから、後発医薬品を選択するインセンティブが働きにくい状況にあり、必要最小限度の保障を行うという生活保護法の趣旨目的から鑑みれば、より一層の使用促進対策を実施する必要がある。

そのため、薬剤の給付につき、後発医薬品の利用が可能な場合には、被保護者に対して、原則、後発医薬品を利用するよう周知徹底を図るとともに、特段の支障が無いにもかかわらず先発医薬品を利用している場合には後発医薬品の使用について指導を行うなどの、後発医薬品の使用促進対策を実施することとしている。 別途、詳細な内容をお知らせすることとしているので、各自治体におかれては、その内容を踏まえ、関係者への後発医薬品に関する周知や利用に関する指導等に取り組ま
たい。

注： 後発医薬品は、先発医薬品の特許終了後に、先発医薬品と品質・有効性・安全性が同等であるものとして厚生労働大臣が製造販売の承認を行っている医薬品である。

II 漏給防止

(1) 保護の相談申請時における対応及び辞退届の適切な取扱いについて

自治体における対応の統一を図るため、平成20年度においては、保護の実施要領等の諸規定を整備し、保護の申請時の取扱い及び「辞退届」の取扱いについても明記する予定であるが、主な考え方については、以下のとおりである。

ア 保護の相談・申請時における適切な窓口対応について

生活保護制度は申請主義の原則を採っており、保護の申請権は生活保護法が保障する権利である。そのため、保護の相談にあたっては、申請権を侵害しないことは言うまでもなく、申請権を侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むべきものである。

実際に保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握したうえで、他法他施策の活用等についての助言を適切に行うとともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認すること。また保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続きについての助言を行うことが必要である。

なお、相談者の保護の申請意思は、例えば、多額の預貯金を保有していることが確認されるなど生活保護に該当しないことが明らかな場合や、相談者が要保護者の知人であるなど保護の申請権を有していない場合等を除き確認すべきものであり、生活保護に該当しないことが明らかな場合であっても、申請権を有する者から申請の意思が表明された場合には申請書を交付することが必要である。

とりわけ、相談段階における扶養義務の取扱いについては注意が必要である。扶養義務者の状況や援助の可能性について聴取すること自体は、申請権の侵害には当たるものではないが、「扶養義務者と相談してからでない」と申請を受け付けない」などの対応は申請権の侵害に当たるとおそれがある。また、相談者に対して扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行い、その結果、保護の申請を諦めさせるようなことがあれば、これも申請権の侵害にあたるおそれがあるので、留意されたい。

なお、保護の申請に至らなかった者については、必要に応じて関係機関等の窓口につなげるなど、適切な対応に努められたい。

さらに、近年孤独死等の問題が社会問題化しているところであるが、要保護者を発見し適切な保護を実施するため、生活困窮者に関する情報が保護の実施機関の窓口につながるよう、住民に対する生活保護制度の周知に努めるとともに、保健福祉関係部局や社会保険・水道・住宅担当部局等の関係機関及び民生委員・児童委員との連絡・連携を図るよう願います。

イ 「辞退届」に基づく保護廃止の取扱いについて

被保護者から、いわゆる「辞退届」が提出された場合においては、その「辞退届」が有効なものであり、かつ、保護を廃止することで直ちに急迫した状況に陥ると認められない限り、当該保護を廃止することができるものである。

しかしながら、「辞退届」が有効となるためには、それが本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであることが必要であり、保護の実施機関が「辞退届」の提出を強要してはならないことは言うまでもなく、本人が「保護を辞退する義務がある」と誤信して提出した「辞退届」や、本人の真意によらない「辞退届」は効力を有せず、これに基づき保護を廃止することはできないものであるので留意されたい。

また、「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づいて提出された場合であっても、保護の廃止決定を行うに当たっては、例えば本人から自立の目途を聴取するなど、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることのないよう十分に留意することが必要である。

さらに、保護の廃止に際しては、国民健康保険への加入など、保護の廃止に伴い必要となる諸手続についても指導援助されたい。

(2) ホームレスに対する保護の適用について

平成15年7月に策定された「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(15.7.31 厚生労働省・国土交通省告示)では、各課題に対する施策が述べられ、その中で生活保護法による保護の実施に関する事項についても定められており、また、本基本方針を受けて発出した「ホームレスに対する生活保護の適用について」(15.7.31 保護課長通知)において、ホームレスに対する生活保護の適用に関する具体的な

取扱いを定めているところである。

この中で、ホームレスに対する生活保護の適用に当たっては、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものでないことに留意し生活保護を適正に実施することとしているが、実際の運用において、これらの留意事項が徹底されていない事例も見られるところである。

本課長通知では、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設等において保護を行い、ホームレスの状況によっては、養護老人ホームや各種障害者福祉施設等への入所を検討することとしており、また、居宅生活が可能と認められた者に対しては、公営住宅等を活用することにより居宅において保護を行い、公営住宅への入居が出来ず住宅を確保するための敷金等を必要とする場合は、保護の実施要領に基づき取り扱うこととしているので、引き続き、地域の実情に応じた適切な保護が行われるよう実施機関への指導を徹底されたい。

併せて、社会福祉法に規定する第2種社会福祉事業の「無料低額宿泊所」に入居している被保護者については、ケースワーカーの適切な訪問調査活動の実施により、処遇状況を把握するとともに、居宅生活への移行や自立に向けた指導援助を行われたい。

なお、救急搬送された病院で保護が適用になった者が退院する際には、改めて保護の要否判定を行い、その結果保護を要すると判定された場合には、引き続き適正な保護を実施するよう周知徹底されたい。

(3) 配偶者からの暴力の被害者に対する適切な保護の適用について

本年1月11日に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」）が改定され、その中で、被害者に対する適切な生活保護の適用について述べられている。

実施機関においては、本基本方針の趣旨を踏まえ、被害者が保護の要件を満たす場合には、適切な保護の適用を行うとともに、実際に被害者から生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対する扶養調査等を行う際には、被害者の心身の状況やその置かれている環境等に十分配慮の上、必要な調査等を行う必要があるので留意願いたい。

なお、被害者の立場に立って広域的な連携を円滑に進め、より迅速に被害者の

保護を行うという観点から、婦人相談所の一時保護の施設等に入所している者に対する保護の実施責任について、以下のような取扱いを示しているところであるので、改めて留意願いたい。

- 婦人相談所の一時保護施設等入所者は、居住地がない者とみなし、原則として施設所在地を管轄する保護の実施機関が保護の実施責任を負い、現所在地保護を行うこと。
- ただし、広域的な連携を円滑に進める観点から、都道府県内又は近隣都道府県間における自治体相互の取り決めを定めた場合は、それによることが出来ること。

なお、婦人相談所の一時保護施設等入所者が退所する際、元の住居に帰来することが出来ないため、新たな住居を確保するための敷金等を必要とする場合は、当該施設所在地を管轄する保護の実施機関は、当該入所者の退所後における保護の要否を判定し、その結果退所後において要保護者であると認められる場合には、局長通知第6-4-(1)-キにより、敷金等を支給しても差し支えないので留意願いたい。なおこの場合、当該要保護者が退所後において新たな居住地で保護を受ける場合には、施設所在地を管轄する保護の実施機関は、当該居住地を所管する保護の実施機関にケース移管を行うなど連携に努められたい。

Ⅲ 自立支援

(1) 自立支援プログラムの一層の推進

生活保護において自立の助長は、最低生活の保障とともに制度の目的である。このため、平成17年度から経済的な給付に加え、組織的に被保護世帯の自立を支援する制度に転換するための自立支援プログラムを導入し、全ての自治体で、少なくとも一つの個別支援プログラムが策定されたところである。厚生労働省としては、各自治体において、地域の特色に対応した創意工夫ある自立支援プログラムの策定・実施にさらに取り組むことができるよう、以下の取組を引き続き行っていく予定である。

- ・ セーフティネット支援対策等事業費補助金による自治体の実施体制整備等の支援拡充
- ・ 生活保護受給者等就労支援事業の推進及び労働行政等関係機関との連携の強化
- ・ 自治体における取組状況に関する情報の提供

すべての被保護者は、自立に向けて克服すべき何らかの課題を抱えているものと考えられ、またこうした課題も多様なものと考えられる。そのため、自治体は、管内の被保護者の状況やその自立阻害要因の状況を踏まえ、被保護者の抱える多様な課題にできるだけ対応するよう、幅広く個別支援プログラムを用意することが重要である。なお、救護施設をはじめとする保護施設入所者の自立支援についても配慮されたい。

平成19年12月末現在における各自治体の自立支援プログラムの策定・実施状況を調査したところ、策定されたプログラム数は2,592(表1)、参加者数は76,695人(表2)となっている。

また、今年度の運用方針として、すべての自治体において、生活保護受給者等就労支援事業以外の就労支援に関する個別支援プログラムを策定・実施するようお願いしているところである。

上記調査の結果、就労支援に関する個別支援プログラムについては、平成19年12月末時点で約84%の自治体で策定済み(表3)であり、平成19年度中に策定を予定していない自治体は3市(表4)となっている。

政府全体で取りまとめられた『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』においても、重点戦略の一つとして、『平成19年度までに「生活保護の就労支援プログラム」を

全自治体で策定』する目標が盛り込まれており、また、平成19年1月15日に行われた全国厚生労働関係部局長会議以降、これまでも各種全国会議等においてお願いしているところであり、未策定の自治体においては早急に今年度中に整備されたい。

(表1：策定済み個別支援プログラムの数)

	平成17年12月		平成18年12月		平成19年12月	
	数	割合	数	割合	数	割合
策定済み個別支援プログラム数	585	100%	1638	100%	2592	100%
経済自立に関するもの	311	53%	675	41%	1183	46%
日常生活自立に関するもの	214	37%	808	49%	1165	45%
社会生活自立に関するもの	60	10%	155	10%	244	9%

(表2：プログラム参加者数)

	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月
経済自立に関するもの	22,485	29,347	40,195
日常生活自立に関するもの	5,497	29,853	34,288
社会生活自立に関するもの	226	1,355	2,212
合計	28,208	60,555	76,695

(表3：就労支援に関するプログラムの状況)

	平成18年12月		平成19年12月	
	数	割合	数	割合
就労支援に関するプログラム策定済自治体数	422	49.2%	730	84.1%
就労支援に関するプログラム未策定自治体数	435	50.8%	138	15.9%

(表4：策定予定のない地方自治体)

【北海道】夕張市、【広島県】江田島市、【高知県】四万十市	(合計3市)
------------------------------	--------

(2) 生活保護受給者等就労支援事業について

平成17年度からハローワークが福祉事務所と連携して、一定の条件を満たす生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、生活保護受給者等就労支援事業を実施している。

本事業についても、『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』において、本事業の支援対象者の就職率を、平成21年度までに60%に引き上げる目標が設定されているところであり、平成20年度予算案においては、生活保護受給者等に対する支援体制の

拡充及び支援内容の充実強化を図るため、ハローワークにおいて、以下のような取組を実施することとしている。(職業安定局予算)

① 就労支援チームの機能向上

福祉事務所とハローワーク双方の担当者により構成され、対象者ごとの支援メニューを決定する「就労支援チーム」について、下記の「就労支援プラン」の作成や、「職業準備プログラム」の実施及びそのフォローアップについても担当することにより、福祉サイドと労働サイドの連携による支援機能の向上を図る。

② 就労支援コーディネーター・就職支援ナビゲーターの体制強化【280人→315人】

「就労支援チーム」の一員として、対象者の特性に応じた支援内容の方向付けを行う「就労支援コーディネーター」と対象者に対するマンツーマンの職業相談等を行う「就職支援ナビゲーター」の職務内容を一体化して、「就労支援ナビゲーター（仮称）」とし、初回面接から就職、フォローアップまで一貫して支援できるようにするとともに、配置数の増員を図る。

③ 「就労支援プラン」の策定

必要に応じ、対象者ごとに支援メニューの実施や就職活動の具体的なスケジュールを明確化した「就労支援プラン」を策定し、それに沿ったきめ細かな支援を行う。

④ 「職業準備プログラム」の実施

稼働能力はあるものの、就労意欲が不十分である対象者に対して、就労意欲を向上させながら就職活動の準備を行うために、「職業準備プログラム」として、i 職場体験講習、ii 職業準備セミナー、iii 個別カウンセリング、iv グループワーク、などの取組を対象者の特性に応じて組み合わせて実施する。

自治体においては、本事業を一層活用し、引き続きハローワークとの連携の強化を図るとともに、自治体独自で取り組んでいる就労支援プログラムと本事業を連動させた仕組みを構築するなどにより、本事業の支援対象者に対するフォローアップについても積極的に取り組まれない。

(参考)

	支援対象者数	支援開始者数	支援終了者数	うち就職者数	支援対象者数に対する 就職者数の割合
平成18年4月～ 平成19年3月	10,586	9,129	8,944	5,535	52.3%
平成19年4月～ 平成19年12月 (9ヶ月)	7,844	6,519	6,439	4,017	51.2%

(3) 稼働能力判定会議について

就労に向け支援が必要な被保護者に対し、どのような支援プログラムが必要かを検討するためのアセスメントを行う場合や実際に就労支援プログラムを策定・実施するに当たっては、要保護者の稼働能力の有無・程度や適性職種について、根拠のある形で客観的に検討を行うことが必要である。

このため、平成19年度から「稼働能力判定会議」を設置・運営するために必要な経費について、セーフティネット支援対策等事業費補助金により支援しているところであるが、実施又は実施予定の自治体の数は約20の自治体にとどまっている。本事業については、平成20年度においても引き続き優先して補助対象とする予定であるので、各自治体においては、積極的な取組をお願いする。

なお、「稼働能力判定会議」の設置・運営の例については、平成19年3月の全国課長会議等で示しているところであるが、これはあくまで例示であり、会議の名称や構成員、具体的な活用方法は各自治体に委ねていることを念のため申し添える。

(4) 債務整理等の支援に関するプログラムの策定について

多重債務を抱えている被保護者については、債務整理が終わっていないため、頻繁に返済の督促を受けたり、金銭管理能力に問題があるため、借金を繰り返すなど、日常生活が不安定な状態である場合が多い。また、生活保護費を借金の返済にあてた被保護者が、生活を維持するため収入申告の不正を行う場合も散見される。さらに、年金担保融資の利用との関係でも、多重債務問題が関係することがあり、被保護者の金銭管理は重要である。

これらのことから、平成20年度までにすべての自治体で、債務整理等の支援に関するプログラムを策定されたい。

なお、策定にあたっては、政府全体として取り組むべき具体的施策をまとめた「多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日 多重債務者対策本部決定）」の趣旨も理解の上、関係機関とも連携されたい。

（参考）債務整理等の支援に関するプログラムの策定状況

868自治体のうち、130自治体で策定済み（平成19年12月末現在）

（5）健康増進法に基づく健康診査及び保健指導活用推進事業の創設

平成20年度から、医療保険に加入していない被保護者など、医療保険者が実施する特定健診及び特定保健指導の対象とならない者に対する健康診査及び保健指導については、健康増進法に基づく市町村事業として実施される予定となっている。

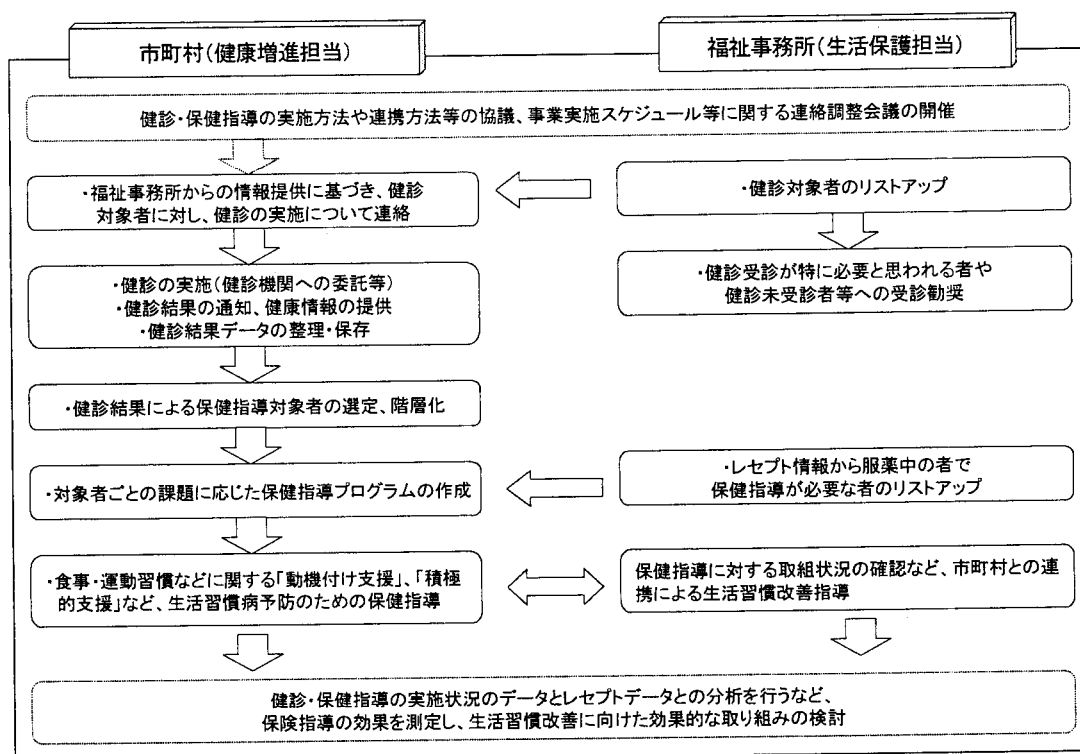
生活保護制度においても、生活習慣病の予防対策を推進していくことは、被保護者の健康増進や医療扶助の適正化に資するものであることから、健診の受診対象者に係る情報提供を行うなど、健康診査及び保健指導の実施に協力することはもとより、保健指導と連携した生活習慣の改善指導を行うなど、当該健診・保健指導の積極的な活用を図ることとされたい。

については、平成20年度において、セーフティネット支援対策等事業費補助金のメニューに「健康診査及び保健指導活用推進事業」を創設し、連絡調整会議の実施、保健指導の実施や実施結果の評価に当たりレセプトデータの提供や分析を行うなど、健診及び保健指導の実施に付随して発生する業務に係る費用について補助を行うこととしているので、当該事業を活用し、健診・保健指導の積極的な活用を図られたい。

注： 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者・予備群の減少を図るため、平成20年度から、各医療保険者には、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診・特定保健指導の実施が義務付けられている。

(参考)

被保護者に対する健診・保健指導の事業実施例



(6) 精神入院患者の地域移行に向けた支援

精神入院患者の地域への移行については、平成19年度からセーフティネット支援対策等事業費補助金のメニューとして「精神障害者等退院促進事業」を実施するなど、その積極的な取組の実施について依頼しているところである。

先般、今年度における取組状況について調査を行ったところ、平成19年11月現在までに469人が退院し、入院時と退院後の生活保護費を比較すると1人1月あたり約30万円の生活保護費の縮減効果が見られたところである。

受入条件が整えば退院可能な精神障害者については、平成23年度末までの地域移行を目標にしていることから、各自治体におかれては、精神障害者施策における退院支援対策との連携を図るとともに、福祉事務所に精神保健福祉士や社会福祉士など退院促進を行うための専門職員を設置するなど、より一層の取組をお願いする。

また、平成20年度においては、精神障害者施策において、新たに「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を創設し、病院・施設からの退院・地域移行する者への支援を一層推進していくこととされていることから、生活保護部局においても、精神保

健福祉部局との地域移行に向けた事業等の協同実施や連携の強化等、積極的な取組の実施に努められたい。

(7) 自立支援業務に関する研修の実施について

自立支援プログラムにより被保護世帯の自立に向けた支援を実施するに当たっては、個々の被保護者の自立阻害要因を把握し、明らかとなった課題に応じた支援方針及び支援内容を決定するというプロセスが必要となる。また、自立支援を効果的に行うためには、それを担当する職員の高い資質と技量が求められる。

しかしながら、現状においては、このような自立支援に関する研修が不十分であることから、今後は被保護者の自立を支援するために必要な対人援助技術やケースワーク等に関する研修を実施することを通じて、現業員の専門性及び対人援助技術の向上を図ることが重要と考えられる。

このようなことから、厚生労働省においては、対人援助技術やケースワークに必要な基本項目を網羅的に整理した「自立支援の手引き」及び面接相談業務に関する映像教材を作成し、自治体に配布するとともに、平成20年度予算案においては、自立支援に関する研修の実施に当たり、必要な費用についてセーフティネット支援対策等事業費補助金により支援することとしたので、各自治体においては、積極的な取組をお願いする。

また、「自立支援の手引き」等を活用した研修方法については、平成20年7月に開催予定の国立保健医療科学院主催「福祉事務所新任査察指導員研修」を始めとする全国研修等で、一層の理解を深める機会を設けることとしている。この他、研修講師等、各自治体において研修を実施するにあたり参考となる情報についても提供していく予定であるので、適宜相談願いたい。

IV その他

(1) 平成20年度の実施要領改正について

平成20年度の主な改正事項は、以下のとおり。

ア 稼働能力の活用、援助方針（処遇方針）の策定等の諸規定の新設

前記の保護の開始申請及び辞退届の取扱いに加え、従来実施要領に規定がなかった「稼働能力の活用」、「援助方針（処遇方針）の策定」、「関係機関との連携」などについての諸規定を新設・整備し、その基本的な考え方を示すとともに、監査事項との整合性を図ることとしている。

イ 自動車の保有要件の見直し

生活保護制度においては、利用し得る資産については最低限度の生活の維持のために活用することとなるが、その資産が、現実にその生活維持のために活用され、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効が上がっており、また、資産の処分価値が小さいものなどについては、その保有を認めているところである。

しかしながら、自動車の保有については、これらの要件を満たしたとしても、その保有のための維持費がかかり、また、社会通念上その保有を適当としない面もあることから、生活用品としての自動車の保有は認められず、例外として、①事業用自動車、②障害者の通勤や山間へき地等地理的条件や気象的条件の悪い地域からの通勤用自動車、③障害者の通院、通所及び通学のための自動車に限り、一定の要件の下、その保有を認めているところである。

このうち②の通勤用自動車については、「山間へき地等地理的条件や気象的条件が悪い地域」には当てはまらないものの、過疎化等の進行により、公共交通機関がほとんどないといった地域も増えており、自動車を処分されてしまうと就労による自立を図ることが困難になるといった事例や仕事を辞めざるを得ないといった事例も見られるところである。

このため、平成20年度においては、このような地域の実情や自立助長の観点か

ら、通勤用自動車の保有要件について所要の見直しを行うこととしている。

また、併せてオートバイの保有についても、これまで明確な規定がなかったことから、所要の規定を設けることとしている。

ウ 住宅の賃貸借契約時及び更新時に要する火災保険料及び保証料の認定

新たに民間住宅に居住する者や転居する者に対しては、一定の要件の下、敷金等を支給できることとしているが、火災保険料及び保証人が得られない場合に保証会社等に支払う保証料については、支給対象としていないところである。

しかしながら、昨今の賃貸住宅の実態を見ると、地域差はあるものの、火災保険料についてはほとんどの物件で契約時及び更新時に負担を求められ、また、保証人が得られない者については保証会社等を利用しないと物件が借りられないという実態がある。このため、ホームレスや入院中の精神障害者等が居宅設定する場合において、これらの費用が負担できないという理由で在宅での生活に入れなかった事態が生じている。

したがって、このたび、新たに住居を設定する場合や転居する場合に自立助長の観点から、従来の敷金等及び契約更新料の範囲内でこれらの費用を認定できるよう所要の改正を行うこととしている。

(2) 生活保護実施に係る自治体間の情報共有・相互評価の推進

今日の被保護世帯は、傷病・障害、精神疾患など様々な問題を抱えており、また、相談に乗ってくれる人がいないなど、社会的なきずなが希薄な状態にある。

一方で、多くの自治体については、生活保護担当職員が不足しており、こうした被保護世帯にきめ細やかに対応する上での様々な問題を抱えている現状にある。

こうした問題に対応するためには、各自治体は、同様の課題を有する他の自治体と一緒に、情報やノウハウを共有し、課題に対する分析や検討を行い、相互に政策評価を行うこと（いわゆるPDCAサイクルの実施）が有効であると考えられる。

複数の自治体間で協議会を設置し、生活保護の実施に係る情報・ノウハウの共有や、社会福祉士等の第三者をアドバイザーとして問題の分析や対応の検討（事例研

究)、相互の業績評価等を行う場合には、必要な費用をセーフティネット支援対策等事業費補助金により支援することとしたので、これを積極的に活用し、自治体間における生活保護実施上の問題解決に向けた取組をお願いする。

なお、実施にあたり、各自治体において意見や要望、提案等がある場合には、連絡をお願い致したい。

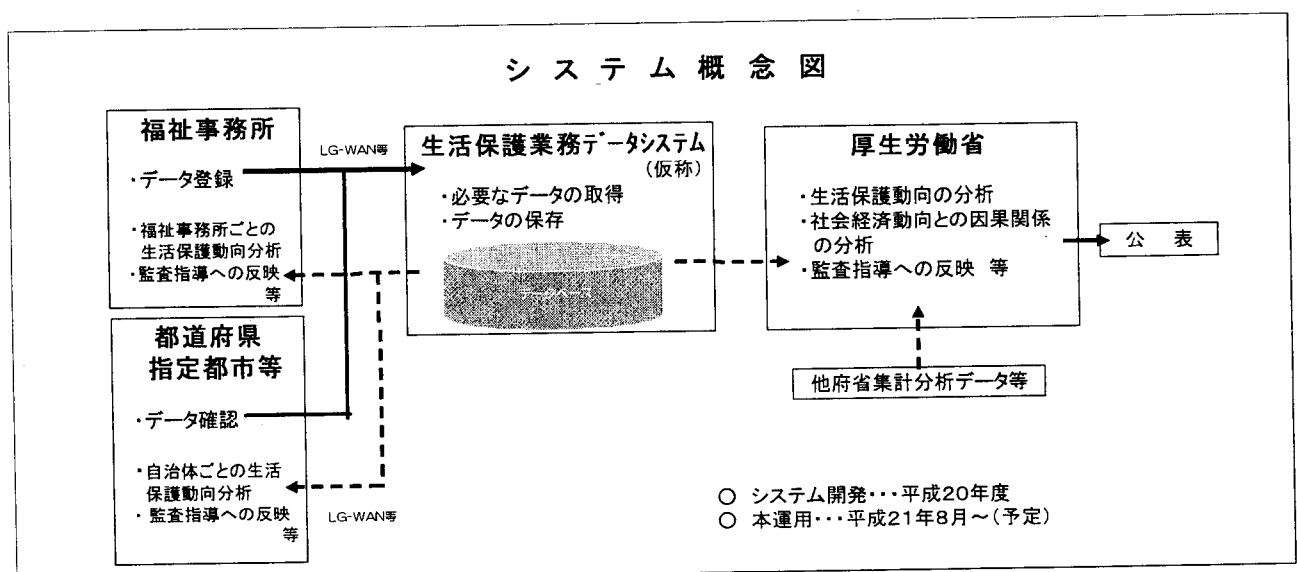
(3) 生活保護事務のIT化の推進について

○ 生活保護データの効率的な活用

現在、厚生労働省において実施している各種業務報告、各種調べ（業務報告、指導監査資料、医療に係る調べ、自立支援に係る調べ等）について、迅速かつ効率的なデータの把握、分析を行う観点から、福祉事務所及び自治体のデータを一括して定期的に収集する方式に改めるとともに、厚生労働省、自治体及び福祉事務所で共用できるデータベースを構築し、より詳細な生活保護動向の分析を行い、保護の適正化対策の推進及び政策の企画立案に活用することを目的とした「生活保護業務データシステム（仮称）」を導入する予定としている。

平成20年度においては、各自治体の協力の下、「生活保護業務データシステム（仮称）」の開発・構築を行い、平成21年度に本運用開始を予定しているところであるが、対応については別途連絡する予定としているので、了知願いたい。

(参考)



(4) 医療レセプトの電子化について

診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下「レセプト」という。）については、政府の「IT新改革戦略」（平成18年1月19日 IT戦略本部）に基づき、平成22年度末までに電子化し、オンラインにより請求を行うこととなっており、生活保護のレセプトについても同様に電子化される予定となっている。

これに対応するためには、各都道府県・指定都市・中核市本庁及び福祉事務所において、専用のパソコンの設置、専用回線の開設、レセプトの画像化を行うシステムの導入等のオンライン請求に対応するための準備が必要となる。一方、レセプトデータが電子化されれば、資格点検の実施、頻回受診者のリストアップ、福祉事務所毎の医療費の傾向分析等が可能となり、業務の効率化に資するものである。

オンライン対応に向けた導入手続き等については、別途連絡する予定としているので了知願いたい。

(5) ブロック会議の開催について

平成15年度以来実施していなかったブロック会議（全国を数ブロックに分けての各自治体（実務担当者）との意見交換会）を平成20年度において実施することを予定している。

10月頃の実施を予定しているが、各ブロックの担当県（市）の依頼を来年度早々に行いたいと考えているので、担当となった県（市）においては、開催日や会場等の調整について、ご了承願いたい。

3 平成20年度生活保護基準の改定

平成20年度予算案における見直しの内容等については、以下のとおりであるので、改正の趣旨や支給額の変更等について管内の福祉事務所及び被保護世帯への周知方をお願いする。

(1) 生活扶助基準の見直しについて

ア 生活扶助基準の検証（参考：28ページ、29・30ページ）

生活扶助基準については、平成16年12月に「社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会」が取りまとめた報告書において「生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある。」とされ、5年毎の検証がルール化されたこと等を踏まえ、昨年秋に「生活扶助基準に関する検討会」を設置し、全国消費実態調査等の客観的なデータに基づき、学識経験者による詳細な分析・検討が行われた。

検討会における主な検討項目は、生活扶助基準に係る①水準の妥当性、②個人的経費（第1類費）と世帯共通経費（第2類費）により設定されている体系の妥当性、③地域差の妥当性、④就労収入の一部を手元に残す仕組み（勤労控除）の妥当性についてであり、分析・検討の結果、平成19年11月30日に「生活扶助基準に関する検討会報告書」が取りまとめられた。

今回は、定期的検証がルール化されて初めての検証であり、この検証の趣旨や内容等を正しく理解することが必要である。

については、各自治体においては、この検証の趣旨、内容等についての正しい理解が深まるよう、別添の「生活扶助基準の検証関係参考資料」等を活用しつつ、関係機関に対する周知を図られたい。

イ 平成20年度の生活扶助基準の改定（参考：31ページ）

平成20年度の生活扶助基準については、上記検証結果を基礎としつつ、現下の原油価格の高騰が消費に与える影響等を見極めるため、据え置くこととした。

(2) 母子加算の見直しについて

母子加算については、自立母子世帯との公平の確保と生活保護を受給する母子世帯の自立を促進する観点から、昨年度、就労する母子世帯等に対して自立支援を目的としたひとり親世帯就労促進費を創設するとともに、現行の母子加算については、平成19年度から3年計画で段階的に廃止することとしているものであり、平成20年度においても、見直し（2年目）を実施することとしている。

(参考)

15歳以下の子供を養育するひとり親世帯（1級地・月額）

15,510円（平成19年度）→7,750円（平成20年度）

※16～18歳の子に係る加算については、平成19年度に廃止

ひとり親世帯就労促進費（見直し後の母子加算額と比較して高い方の額を給付）

就労しているひとり親世帯 10,000円

職業訓練等に参加しているひとり親世帯 5,000円

(3) その他

出産扶助（施設分娩）、生業扶助の技能修得費（高等学校等就学費を除く）等については、それぞれの扶助の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を図る。

(参考)

・他人介護料

69,720円以内 → 69,960円以内

・住宅扶助基準（住宅維持費）

117,000円以内 → 118,000円以内

・出産扶助基準（施設分娩）

168,000円以内 → 173,000円以内

・生業扶助（技能修得費（高等学校等就学費を除く））

68,000円以内 → 69,000円以内

(参考)

「生活扶助基準に関する検討会」について

1. 趣 旨

平成16年12月に報告された「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」においては、「生活扶助基準と一般低所得世帯の消費態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある」とされたところである。

また、平成18年7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」においては、「生活扶助基準について、低所得世帯の消費実態等を踏まえた見直し」及び「級地の見直し」を行うこととされたところである。

これらを踏まえ、級地を含む生活扶助基準の見直しについて専門的な分析・検討を行うため、学識経験者等による「生活扶助基準に関する検討会」を開催する。

2. 主な検討項目

直近の全国消費実態調査に基づき、以下の事項について評価・検証を行う。

- 生活扶助基準の全体水準
- 級地別基準
- その他

3. 検討会の構成員 (敬称略 50音順)

岡 部 卓	首都大学東京都市教養学部教授
菊 池 馨 実	早稲田大学法学学術院教授
駒 村 康 平	慶應義塾大学経済学部教授
根 本 嘉 昭	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
(座長) 樋 口 美 雄	慶應義塾大学商学部教授

4. 検討経過

第1回	10月19日 (金)	制度概要・現状及び水準の評価・検証
第2回	10月30日 (火)	基準体系の評価・検証
第3回	11月 8日 (木)	地域差、勤労控除の評価・検証
第4回	11月20日 (火)	生活扶助基準の評価・検証に関する議論の整理
第5回	11月30日 (金)	報告書の取りまとめ

(参考)

生活扶助基準に関する検討会報告書の概要

○ 検討会設置の背景

- ・ 生活保護は、生活困窮者に対して、健康で文化的な最低限度の生活を無差別平等に保障する最後のセーフティネット。
- ・ 生活保護には、「生活扶助」「住宅扶助」「医療扶助」など8種類の扶助があるが、「生活扶助」は日常生活費に対する金銭給付であり、最も基本的な給付。
- ・ 「生活扶助基準」については、
 - ① 平成16年の「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」による報告書において、その水準は、基本的に妥当とされるとともに、今後は5年に一度の検証を行うべきことが提言
 - ② 平成18年の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、級地を含めた生活扶助基準の見直しを行うこととされた。
- ・ 今般、5年に一度実施されている全国消費実態調査の結果を用いて検証・評価する準備が整ったことから、学識経験者による専門的な分析・検討を行うために、本検討会が設置されたもの。

○ 位置づけ

- ・ 直近（平成16年）の全国消費実態調査の結果等を用いて、主に統計的な分析をもとに、専門的、かつ、客観的に評価・検証を実施。
- ・ 厚生労働省において生活扶助基準の見直しを行う場合は、本報告書の評価・検証の結果を参考とするよう期待。

○ 主な検証結果

① 水準の妥当性

- ・ 現行の生活扶助基準の水準については、国民の消費実態との均衡を維持・調整する「水準均衡方式」を採用。
- ・ 生活扶助基準の水準を評価・検証するに当たっては、低所得世帯である年間収入階級第1・十分位に着目して、その消費支出額（具体的には、生活扶助に相当する消費支出額（生活扶助相当支出額））の水準と生活扶助基準を比較。
- ・ 現行の生活扶助基準額の水準は、生活扶助相当支出額の水準に比べ
 - ① 夫婦子1人世帯では、やや高め
 - ② 単身世帯では、高めという結果。
- ・ 生活扶助基準額は、これまで第1・十分位の消費水準と比較することが妥当とされてきたが、今回これを変更する特段の理由はない。

② 体系の妥当性

- ・ 現行の生活扶助基準は、世帯の個人的経費（第1類費）と世帯共通経費（第2類費）とを合算して算出。

- ・ 検証の結果、個人的経費とされている第1類費においても、世帯人員に応じたスケールメリットが生じていることが確認。
- ・ 第1類費のスケールメリットを反映していない現在の世帯人員別の生活扶助基準額は、4人以上の多人数世帯に有利。
- ・ 生活保護受給者の3/4が単身世帯であることから単身世帯に着目した基準体系とすることが考えられる。

③ 地域差の妥当性

- ・ 現行の級地制度は、地域における生活様式や物価差による生活水準の差を反映させるため設定。
- ・ 現在は6区分で、1級地-1と3級地-2との間は、22.5%の差。
- ・ 検証の結果、現行の級地別の生活扶助基準額の地域差に比較して、地域間の生活扶助相当支出額の差は縮小。

④ その他（勤労控除）

- ・ 現行の勤労控除は、生活保護受給者が勤労収入を得ているときに、その一定程度を手元に残すものであり、
 - ① 勤労に伴う必要経費を補填するとともに、
 - ② 勤労意欲の増進及び自立の助長を図ることを目的とする制度。
- ・ 就労に関連する経費の実態をみると、収入の1割程度。
- ・ 勤労意欲を一層増進する工夫を図るべきであるが、どのような工夫が可能か、次の点などを踏まえた検討を行うべき。
 - ① 収入増により保護費が減額されると勤労意欲を阻害するので、勤労収入の一定程度を手元に残すこと。
 - ② 特に保護からの脱却に資する仕組みを検討すべきこと。
 - ③ 勤労意欲を高める仕組みについての実証的な検証を行うこと。

(参考) 平成20年度予算(案)における基準額(月額)の具体的事例

1. 単身世帯【68歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	80,820	77,190	73,540	69,910	66,260	62,640
住宅扶助(注)	53,700	45,000	41,000	35,100	31,000	26,200
合計	134,520	122,190	114,540	105,010	97,260	88,840
医療扶助、介護扶助等	上記額に加えて、医療、介護等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：福山市、3級地-1：輪島市、3級地-2：八代市とした場合の19年度における上限額の例である。

2. 3人世帯【33歳、29歳、4歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	167,170	159,870	152,580	145,270	137,980	130,680
就労収入が手元に残る額(勤労控除)(注1)	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
住宅扶助(注2)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	260,190	242,090	228,800	214,490	201,300	188,000
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 就労収入が10万円の場合の例。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：福山市、3級地-1：輪島市、3級地-2：八代市とした場合の19年度における上限額の例である。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

3. 母子2人世帯【30歳(就労)、4歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	121,360	116,120	110,890	105,640	100,420	95,170
ひとり親世帯就労促進費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
就労収入が手元に残る額(勤労控除)(注1)	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
住宅扶助(注2)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	224,380	208,340	197,110	184,860	173,740	162,490
医療扶助等	上記額に加えて、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 就労収入が10万円の場合の例。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：福山市、3級地-1：輪島市、3級地-2：八代市とした場合の19年度における上限額の例である。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

4 その他

(1) 生活保護関係予算

ア 平成20年度予算(案)について

(ア) 保護費負担金

保護費負担金の平成20年度予算(案)については、直近の被保護人員の伸び等を踏まえるとともに、15歳以下の児童を養育するひとり親世帯の母子加算の見直し(3年計画の2年目)、退院促進等自立支援の推進及び他法他施策の優先活用等に加え、診療報酬の改定や中国残留邦人生活支援給付金への振替えによる影響を踏まえ、対前年度145億円増(+0.7%増)の1兆9,669億円を計上しているところである。

平成20年度予算(案)の状況

	19年度予算	20年度予算(案)	増△減額
保護費負担金	1兆9,525億円	1兆9,669億円	145億円

(イ) セーフティネット支援対策等事業費補助金

セーフティネット支援対策等事業費補助金の平成20年度予算(案)については、対前年度15億円増の195億円を計上しているところであり、このうち、生活保護関係では、自立支援プログラムによる就労支援や日常生活支援等の着実な推進を図るとともに、被保護者の自立支援のために必要な対人援助技術やケースワーク等に関する研修の実施に要する経費、健康増進法に基づく健康診査及び保健指導の実施に付随して発生する業務に要する経費等について、新たに補助することとしているので、各自治体においては、本補助金を有効に活用し、これらの事業の円滑な実施を図られたい。

平成20年度予算(案)の状況

	19年度予算	20年度予算(案)	増△減額
セーフティネット支援対策等事業費補助金	180億円	195億円	15億円

イ 生活保護関係予算の執行について

(ア) 生活保護費等負担金

① 平成20年度の執行について

各自治体への生活保護費等負担金の交付は、予算の効率的な執行の観点から、各自治体より報告された所要見込額に基づき行っているところである。

平成20年度においても、四半期ごとに所要見込額を把握することとしているので、各自治体におかれては、常に保護動向等を踏まえ、適切に所要額を算出するとともに、これに必要な財源措置を講じられたい。

また、平成20年度より中国残留邦人生活支援給付金が「(目)生活保護費等負担金」の中に新設されることに伴い、今後は、所要見込額の把握、交付申請書及び事業実績報告の作成について、各自治体の生活保護担当部局と援護担当部局との連絡調整が必要となるが、これら執行手続にあたっては、生活保護担当部局に取りまとめを依頼することとしているので、よろしくお願ひしたい。

平成19年度予算	平成20年度予算(案)
(目) 生活保護費負担金 (小事項) 保護費負担金 (小事項) 保護施設事務費負担金	(目) 生活保護費等負担金 (小事項) 保護費負担金 <u>(小事項) 中国残留邦人生活支援給付金</u> (小事項) 保護施設事務費負担金

② 生活保護費等負担金の適切な執行

生活保護費負担金の精算については、返還金等の計上に際しての調定額の取扱いや調定後の債権管理等について、過去に会計検査院より指摘を受けているところであるので、各自治体においては、「生活保護費国庫負担金の適正な精算について」(平成17年9月29日付社会・援護局保護課長通知)により、適切に国庫負担金の精算を行われたい。

また、保護施設事務費負担金について、医師の勤務実態が非常勤となっているにも関わらず、常勤単価を適用している不適切な事例が会計検査院より指摘されたところである。医師常勤単価は原則として、1日6時間以上、月20日間以上の勤務形態である場合に適用されるので、その適用にあたっては十分に留意されたい。

(イ) セーフティネット支援対策等事業費補助金

セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る実施要綱及び平成20年度の交付方針は別途通知することとしているが、生活保護関係については、被保護者の抱える多様な課題にできるだけ対応するよう、幅広い個別支援プログラムを用意することが重要であり、特に平成20年度においては、すべての自治体で債務整理等の支援に関するプログラムを策定していただくこととしている。

このため、本補助金の事業採択にあたっては、債務整理等の支援に関するプログラムを既に策定しているか、平成20年度中に策定予定の自治体について優先的に採択する予定である。

さらに、平成20年度に新たに創設される「自立支援業務に関する研修実施事業」及び「健康診査及び保健指導活用推進事業」のほか、自立支援プログラム策定実施推進事業のうち、就労支援事業、精神障害者等退院促進事業及び稼働能力判定会議設置事業について、引き続き優先的に採択することとしている。また、各自治体の創意工夫による先駆的な事業については、優先的に採択し、その取組を積極的に支援していくこととしているので、各自治体においては、本補助金を有効に活用し、自立支援プログラムの一層の充実に努められたい。

また、補助事業の採択にあたっては、事業の具体的内容及び費用対効果を踏まえて行うこととしているので留意願いたい。

なお、昨年度、財務省が予算執行調査を実施したところ、レセプト点検等については、費用対効果の面で問題がある自治体もあると指摘されているので、各自治体においては、国民健康保険の過誤調整率と比較する等により検証し、実績のある事業者へ委託する等実施方法を見直されたい。

(2) その他

平成20年度の保護の実施要領の改正において、援助方針の策定に関する規定を新たに設けるところであるが、各実施機関においては、保護施設入所者の援助方針の策定及び見直しにあたっては、当該保護施設との連絡調整を密にし、入所者個々の状況を十分に把握したうえで、保護施設入所者の自立支援を図る観点から行うよう努められたい。

なおその際には、当該保護施設への入所の適否についても検討のうえ、居宅生活への移行や他法の専門的施設での受け入れが可能な者については、これを優先することとし、関係部局と調整のうえ、必要に応じ措置の見直しを行われたい。